平成24年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成24年12月3日(月曜日)

議事日程第1号

平成 2 4 年 1 2 月 3 日 (月曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開議

日程第1	会議録署名議員の指名										
日程第2	会期の決定										
日程第3	行政報告										
日程第4	所管事項調査について										
日程第5	議案第123号及び同第124号										
日程第6	議案第125号、同第130号、議案第172号及び同第173号										
日程第7	議案第126号から同第129号まで、議案第131号から同第159号まで、										
	議案第174号及び同第175号										
日程第8	議案第160号から同第170号まで、議案第176号及び同第177号										
日程第9	議案第171号										
日程第10	請願第7号										

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名											
日程第2	会期の決定											
日程第3	行政報告											
日程第4	所管事項調査について											
日程第5	議案第123号及び同第124号											
日程第6	議案第125号、同第130号、議案第172号及び同第173号											
日程第7	議案第126号から同第129号まで、議案第131号から同第159号まで、											
	議案第174号及び同第175号											
日程第8	議案第160号から同第170号まで、議案第176号及び同第177号											
日程第 9	議案第171号											
日程第10	請願第7号											

応招議員 26名

出席議員 25名

+

1番	ŧ ¶	1	村		聰	君		2番	保	: 坂		悟	君
3 霍	音	Í	木		勇	君		4番	渡	辺	重	雄	君
5 番	吉	ī	畑	浩	_	君		6 番	後	藤	善	和	君
7 番	ŧ H	3	中	立	_	君		8番	古	.]][昇	君
9 番	5	、保	田	長	門	君	1	0 番	保	: 坂	良	_	君
11番	-	1	村		実	君	1	2番	大	滝		豊	君
13番	伊	3	藤	文	博	君	1	4番	田	原		実	君
15番	吉	ī	畄	静	夫	君	1	6番	池	. 田	達	夫	君
17番	ŧ I	ī +	嵐	健 -	- 郎	君	1	8番	倉	又		稔	君
20番	植	1	П	英	_	君	2	1番	松	尾	徹	郎	君
22番	野	F	本	信	行	君	2	3 番	斉	藤	伸	_	君
2 4 霍	伊	井	澤	_	郎	君	2	5番	鈴	木	勢	子	君

欠席議員 1名

新

26番

19番 髙 澤 公 君

保

峰

孝

君

説明のため出席した者の職氏名

市 長 米 田 徹 君 子 総 務 部 長 金 裕 彦 君 業 部 長 井 良 産 酒 尚 君 隆 企画財政課長 斉 藤 君 青海事務所長 木 下 耕 造 君 辺 君 環境生活課長 渡 勇 之 健康増進課長 岩 﨑 良 君 商工農林水産課長 斉 藤 孝 君 都市整備課長 金 子 君 暗 彦 ガス水道局長 小 林 忠 君 防 長 小 林 強 君 育 次 伊 晃 奈 君 教育委員会教育総務課長兼務 教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 田 原 秀 夫 君 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務

横

田

靖

彦

君

監查委員事務局長

副 市 長 本 間 政 君 吉 市 民 部 長 畄 正 史 君 総 務 課 長 渡 辺 夫 君 辰 久保田 利 君 能生事務所長 幸 市 民 課 長 竹之内 豊 君 加 美也子 君 福祉事務所長 藤 滝 君 交流観光課長 Ш 夫 建 設 課 長 串 橋 秀 樹 君 会計管理者会計課長 君 結 城 也 ガス水道局次長 清 水 保 雄 君 教 育 長 竹 田 正 光 君 教育委員会こども課長 郎 君 吉 田 教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 雄 繁 佐々木 君

長者ケ原考古館長兼務

- 24 -

事務局出席職員

 局
 長小林武夫君
 主任主査水島誠仁君

 主 査大西 学君

午前10時00分 開議

議長(古畑浩一君)

おはようございます。

これより平成24年第5回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、髙澤 公議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

なお、髙澤 公議員におきましては病気療養のため、本定例会、全欠席との診断書つきで申し入れがありました。議長といたしましては、これを許可するということでございますので、議員一同におかれましては、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第1.会議録署名議員の指名

議長(古畑浩一君)

それでは日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8番、古川 昇議員、21番、松尾徹郎議員、両名を指名いたします。

日程第2.会期の決定

議長(古畑浩一君)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、去る11月26日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と 結果について委員長の報告を求めます。

甲村 聰議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村委員長。 〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番(甲村 聰君)

おはようございます。

去る11月7日及び26日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

- 25 -

本日招集されました平成24年第5回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについて2件、条例の一部改正が6件、指定管理者の指定が34件、市道の廃止及び認定が各1件、財産の譲与について3件、平成24年度の補正予算が7件、辺地に係る総合整備計画の変更について1件の計55件であります。

このうち専決処分の承認を求めることについての2件につきましては、本日、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくこととし、そのほかの議案につきましては、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、ご審査いただくことで、委員会の意見の一致をみております。

また、本定例会の会期につきましては、本日12月3日から12月20日までの18日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元配付の日程表をごらんください。

なお、追加議案についてでありますが、地方自治法の一部改正に伴う政務調査費から政務活動費への条例の一部改正につきまして、今後調整が整えば一般質問の最終日に提案される予定とのことであり、委員会付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、請願の取り扱いでありますが、請願第7号、糸魚川地区公民館の建設に関する請願の1件が受理されており、総務文教常任委員会へ付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告について、総務文教、建設産業、市民厚生の3常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事項調査について報告したい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで、 委員会の意見の一致をみております。

次に、議会改革について協議を行っており、協議項目のうち代表質問制については、今後の研究 課題とする。また、議会基本条例については基本方針を定め、今後、全議員で確認する。倫理規程 については、大町市議会の取り組みを例に詰めていくことで、委員会の意見の一致を見ております。

また、議会運営についてでは議員定数減、地方自治法の一部改正に伴う委員会条例と会議規則の一部改正、政務調査費から活動費への条例の一部改正について協議がなされており、委員会条例と会議規則の一部改正については、議員発議として最終日の日程事項として、即決にてご審議願うことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、11月7日の議会運営委員会でも同様に議会改革、地方自治法の一部改正に伴う関係条例 等について協議しております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

倉又議員。

18番(倉又 稔君)

今ほどの議会運営委員長の報告によりますと、第5回市議会定例会の会期及び日程、表のとおり ということでございますけども、私、お聞きしておるところによりますと、一般質問、3日間を予

定してるとお聞きしております。この日程表だと、4日間の日程表になっておりますけども、その 辺を報告の上、訂正したものを出すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(古畑浩一君)

暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 開議

議長(古畑浩一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村委員長。 [1番 甲村 聰君登壇]

1番(甲村 聰君)

倉又議員にお答えいたします。

一般質問が3日間という日程ということで、この日程では4日間をとっております。しかしながら14名の議員の一般質問でありますので、3日間の終了後、4日目の一般質問については休会としたいということをお諮りして、その措置をとりたいと。このようなことでありますので、本日の日程事項は、4日間の日程というふうなことで表現しておりますので、ご了解いただきたいと、このように思います。

以上であります。

[「議長」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

倉又議員。

18番(倉又 稔君)

そういうことであれば、委員長報告で報告しておく必要があるんじゃないか。報告した後で、後 で皆さんにお諮りしたいというのが相当じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村委員長。

1番(甲村 聰君)

暫時休憩をお願いします。

議長(古畑浩一君)

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 開議

議長(古畑浩一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村委員長。 〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番(甲村 聰君)

まことに倉又議員のご指摘どおり、説明が不足しておりましたので陳謝いたします。

18番(倉又 稔君)

終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に、議長といたしまして説明を行います。

諮る場所といたしましては、3日目の一般質問が終了した時点で、なお、これで一般質問、通告によるものは終わりましたと。4日目につきましては、休会とすることにご異議ありませんかというふうにお諮りをするという次第でございますので、ご理解をいただきたい。説明不足の段につきましては、平に陳謝をいたします。申しわけありませんでした。

ほかに質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

「「議長(古畑浩一君)

質問なしと認めます。

それでは、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと 思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります ので、ご承知を願います。

日程第3.行政報告

議長(古畑浩一君)

次に、日程第3、行政報告について。

市長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

- 28 -

.

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

おはようございます。

平成24年第5回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、専決処分をはじめ条例の改正、補正予算、指定管理者の指定など 55件の議案のご審議をお願いいたしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、この機会に4点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、やまのい保育園の建築工事についてご報告申し上げます。

やまのい保育園の建築工事につきましては、契約工期が11月30日でありましたが、集成材の調達に時間を要したことなどにより、この工期内での完成ができないことから、施工業者から工期延長願いが提出され、市ではこれを認め、工期を12月20日まで延長いたしました。

なお、やまのい保育園の開園日につきましては、予定どおり12月25日といたします。

この工期延長の責任につきましては、12月13日の総務文教常任委員会で詳しくご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目に、上水道及び工業用水道から生じる汚泥の処理に関する説明会について、ご報告申し上げます。

11月13日の市議会全員協議会で、汚泥の受け入れについてご説明を申し上げましたが、市の 安全対策等を市民の皆様にご説明するため、3地域別に説明会を開催することといたしております。 説明会は、12月4日には青海生涯学習センター、5日にはビーチホールまがたま、6日には能 生生涯学習センターでそれぞれ開催いたします。

また、処理を開始することになれば汚泥中の放射能量、運搬車両の安全確保対策、排ガス中の放射能量、敷地境界での放射線量の測定方法などを、排出自治体や企業等と協定書等を結ぶ中で調整し、測定内容やデータを積極的に公表し、市民の安全・安心を確保してまいります。

3点目に、糸魚川東中学校及び磯部小学校の改築事業について、ご報告申し上げます。

糸魚川東中学校につきましては、昨年9月から校舎改築工事を行ってまいり、その第1期工事が この10月に完了し、11月12日から新校舎での授業が開始されております。

また、磯部小学校につきましては、昨年9月から校舎改築工事を行ってまいり、12月下旬に新校舎が完成をし、年明け1月8日の3学期から新校舎での授業を開始する予定であります。

今後は、どちらも既存校舎の解体と外構工事を行い、また、糸魚川東中学校につきましては第 2期工事を行いますが、児童生徒の通学路などの安全に配慮をし、事業の完了を目指してまいりま す。

最後に、糸魚川市雪害対応マニュアルについて、ご報告申し上げます。

平成24年豪雪への雪害対策における課題を踏まえ、庁内全部署にわたる雪害対応マニュアルを 作成いたしました。

豪雪時における役割分担及び対策本部体制を明確にし、一連の対応手順等を明記するなど雪害時のマニュアルとして活用し、災害への対応強化を図ってまいります。

以上、ご報告申し上げました。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長(古畑浩一君)

これで行政報告は終わりました。

日程第4.所管事項調査について

議長(古畑浩一君)

次に、日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては閉会中、3常任委員会及び議会運営委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

伊藤委員長。 〔13番 伊藤文博君登壇〕

いて目的を明記すれば可能であると答弁がありました。

13番(伊藤文博君)

おはようございます。

総務文教常任委員会では閉会中の10月4日と11月14日、11月26日に所管事項調査、10月17日から19日まで市外調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。 内容がたくさんありますので少々長くなりますが、よろしくお願いします。

柵口温泉施設権現荘等についてでは、10月4日の委員会において担当課より、権現荘の指定管理の基本的な考え方について説明を受けた後、委員より、糸魚川のような地方都市では、指定管理者制度がなじまないというような判断もある。指定管理者制度を適用するよりも施設を提供して、家賃収入としたほうがよいのでないかという質疑があり、テナント方式については提案の内容を詰めて、契約の形態としてはよいということであれば、念頭に置いて検討するという答弁に対し、委員より、テナント方式というのは法律的には全く問題がないのか。よい提案なので検討しておきますと言っておきながら、補助事業のことなどを確認したら、民間業者に貸すということはできませんということはないのかという指摘があり、公の施設であり、そのまま第三者に貸すことは地方自治法上、困難である。普通財産にすれば貸すことが可能であるが、補助金の適正化法の関係から、2年、3年といううちに普通財産にすることはできないと答弁され、指定管理制度の中で黒字になった場合に、受託者から年間に決まったものをいただくということは可能かに対し、困難であるという答弁。指定管理制度の中で、指定管理料はゼロで、そのほかの費目で、受託者から市が決まったものを受け取るということは可能かに対し、減価償却の考え方を取り入れて、一定額のものにつ

- 30 -

委員より、行政の答弁は正確にお願いする。思いつきや成り行きで答弁をして、論議が進んでいったら違っていたでは責任を果たせない。過去の経過を踏まえて、しっかり正確な答弁するように、委員長から厳重注意をお願いすると提案があり、委員長より、この委員会において、よくよく精査されていない答弁が非常に目立つ。これまでの例でいうと、柵口温泉センターの民間移譲の問題も含め、同じ轍は踏まないということは大原則であるので、しっかりと制度、法的なものを整理した中で委員会に提案、答弁をしていただきたい。委員会として、厳重に注意するといたしました。

権現荘の指定管理の基本的な考え方については、指定管理者募集要項の案を提出されて、審査を 継続する方針を確認して質疑を終結しております。

11月14日の委員会で、引き続き柵口温泉権現荘を取り上げ、柵口温泉権現荘の指定管理者募集要項の骨子についてを協議題といたしました。

前回の委員会において、次回は指定管理者募集要項の素案について調査を行う予定としておりましたが、行政側から指定管理の基本的な考え方について、もう少し精査したいという申し入れがありました。これは当常任委員会の栃木県真岡市チャットパレスへの市外調査に同行したことにより、いろいろ考え方がプラスされてきたということであります。

担当課より説明を受けた後、委員より、修繕費に関して、指定管理者の分担区分は60万円と断定的に書かれると極めて交渉しにくい。交渉に入った段階で、受託希望者からの提案としていいのではないか。また、指定管理対象施設について、柵口温泉センター及び都市交流促進センターを募集対象外施設にするということだが、一本化できなかった場合、そのまま継続して運営するということかという質疑に対し、法人税法上の規定に合わせて60万円を区切りとしているので、応募者ごとに異なるのでは制度上問題がある。また、日帰り温泉施設については、基本的には一本化に向けていきたい。集会施設としては残るが、入浴部分については廃止の方向でいきたいという考え方であると答弁されております。

施設改修により、柵口温泉センターとの日帰り入浴機能の一本化と利便性の向上を図るとあるが、 権現荘と温泉センターの一体的管理をどう考えるのか、都市交流センターはどのように運営してい くのかに対し、いろいろな要素を検討した結果、指定管理者として日帰り温泉機能を権現荘に一本 化するより、温泉センターを一体的に管理したほうが合理的であるという提案は、否定しない考え 方でまとめている。都市交流促進センターも、指定管理ができるように条例を改正している。今運 営している方たちが頑張って運営が軌道に乗るようであれば、指定管理ということも考えていいと いう施設であるが、当面は直営で管理をしていきたいと答弁されております。

また、早く結論を出せということではないが、検討は早く進めて、もむものを深くもんで、よいものにしていきたい。案が出るスピードが遅いということである。もう少し早目に案を練りながら、いい状況の募集にしていくというふうにしてもらいたいと意見が出されております。

教育委員会関係施設整備についての長者ケ原考古館の改修計画についてでは、委員より、予算はどうか、その予算でどこまでできるのか、体験学習機能は強化されるのか、リニューアルで入館者数をふやせる見込かという質疑に対し、今年度予算で2,000万円を用意している。映像の制作費が約1割であり、解説パネル25枚分の新規の作成や、展示内容の整備、遺跡公園の案内等に5つのパネルを新設、展示棚の整備などが経費の大きなところである。

体験学習については現在は野外のみであり、改修後は見学をした後で、20人前後が体験もでき

る部屋を用意し、いろいろな体験のソフトを用意して体験できるようにする。それ以上の人数の場合は、遺跡公園のほうで行うような工夫をしたい。入館者は4,000人前後であったものが、平成23年には5,000人に達しており、今のところ5,500人前後というところであって、このリニューアルで、さらに増加させるように努力したいと答弁されております。

市民会館のリニューアルについてでは、10月4日、11月14日、11月26日の3回の委員会において協議題としております。

10月4日において、担当課より、市民会館リニューアルの概要について説明の後、委員より、検討した結果、実施できなかったものについては修正、修繕しなくてもいいという判断かという質疑に対し、エントランスホールの増築、客席の前後の間隔、舞台袖、楽屋廊下の拡幅、音声調整室、調光室を客席後方へ移設の4点については、技術的な問題等があって困難である。喫煙室については、当市の考え方として施設内禁煙としたいと答弁があり、階段部分の前後幅を広げることは、技術的に可能ではないかという質疑に対し、客席の前後間隔を広げる方法について相談はしていると答弁があり、客席の配置などについて重要な協議点となっていますので、その後の委員会での経過を続けて報告いたします。

11月14日の委員会において、客席階段部分の前後幅を広げる方法について説明がありましたが、委員より、資料と説明の不足について厳しい指摘がなされております。このことについて 11月26日の委員会で、市長、教育長より陳謝があったことをまずご報告した上で、この件についての審査の概要を報告いたします。

委員より、さまざまな形で新築からリニューアルに変更にしたいという段階で、市長は、いろいるな要望を聞く中で精いっぱい取り組む、情報を聞かせていただく中で、最大限取り組むということを約束している。客席の前後幅、横幅を広げて、快適な環境を整えることを優先するべきではないかという質疑があり、前後幅を95センチにして、およそ1,000席の目安である900席を割ること自体が苦渋の提案である。トータル的に考えて、糸魚川市の4万8,000人を割る人口の中で、糸魚川市には900席を超える大ホールがあることにより、若者が来れるようなイベントを開けるようにすべきと考える。900席を割る選択は、したくないということを理解してほしいと答弁がありました。

委員より、もう少し時間をかけて審査したいと発言があり、この日は質疑を終結し、11月 26日に、再度、協議題に取り上げております。

11月26日の委員会では、先ほど申し上げましたとおり、11月14日の委員会における資料と説明の不足について、市長と教育長より陳謝があった後、担当課の説明を受けております。

委員より、これまでのリニューアルの内容説明を受けて、リニューアルでは必要な条件を満たすことはできないと判断する。新築に方向転換すべきであると意見が出され、市長より、新築の方がいいということは、そのとおりだと思っている。財政的に、リニューアルをさせていただきたいという形でのお願いである。十分な機能を果たせないかもしれない中での選択である。929席でのリニューアルを了解していただきたいと、再度、市長の方針に理解を求めております。

事業誘致の観点から、およそ1,000席としての900席台を確保するのか、観客席の環境改善を重んじての前後幅、横幅を改善して、快適性を優先するのかについて選択肢が分かれるところでもあり、それぞれについて賛否の意見が出されておりますが、詳細の報告は省略させていただき

- 32 -

ます。

担当課より、席数を減らし快適性を追求して、1,000席にあまりこだわらないとした場合、事業の展開の中でどういう影響があるか、どういう展開ができるかということを、もう少し掘り下げてデータを集めてみたいという発言があり、引き続き、リニューアル全般について審査することとして質疑を終結しております。

能生体育館の改築についてでは、10月4日と11月14日に審査を行っておりますので、あわせて報告いたします。

担当課より、体育館を基本として改築する、現能生体育館敷地及び旧サンエー能生店舗跡地を一体的に利用する、今後は地権者に市の方針を説明して協力を求める、能生地域審議会、能生体育館検討協議会へ市の方針を報告する、建設位置を決定して、実施設計を発注することについて説明がありました。

委員より、懇談会を行い意見を聞いたということだが、市の方針に対して了解したというふうに受け取っていいのか。そして今後、地域審議会にもその旨を話して、方針を伝えるということでよいかと質疑があり、懇談会は6団体の方の代表から、いろいろな意見もいただいたが、市の方針で進めてほしい。特に、早く進めてほしいというご意見をいただいている。これまでの地域審議会、総務文教常任委員会、市議会などの意見を全体として集約をして判断し、方針を市がまとめたものである。この方針に沿って進めるということで、地域審議会に報告させていただく予定であると答弁されております。

公民館制度についてでは、特に質疑なく終結しております。

糸魚川地区公民館の改築についてでは、担当課より説明を受けた後、委員より、公民館関係者の方から厳しい意見が出てきた。きのう検討委員会の皆さんに、再度説明をされた経過はどうであったかと質疑があり、今までの検討状況と、委員会にも提出した図面で市の方針の説明をしたが、これで了解というわけではない。利用する部屋数が不足するので、4階建てにしてもらいたいという要望があった。

今後、利用者のことも考えて、市長に要望活動をしたいということであったと答弁され、委員より、糸魚川公民館施設の規模と機能について、市民の要求を満たすよう要望が出され、糸魚川地区公民館は、旧糸魚川市全体のリーダーシップをとっているところである。糸魚川地区公民館の周囲を生活基盤としている人が、糸魚川市の人口の相当数を占めているので、公民館機能は、そういう人たちが活動に困らないような形にしたい。施設が満杯になったときのことも考えていく必要があると答弁されております。

糸魚川小学校の改築についてでは、担当課よりの説明の後、委員より、工事のスケジュールは25年9月までに新校舎は全部完成し、10月から全児童が新しい校舎で授業を開始する。外構工事、取り壊し工事が全部終わるのは、26年の5月までということかと質疑があり、解体工事の中で、新規の杭の位置を正確に出しながら、支障になるものを抜いていくという工事の関係から、当初の目論見より1カ月ほど工期が延びていく形になった。平成25年9月中の2期工事の完成を目指して進めていく。

10月に入って新校舎に全員が移って、中庭の工事、既存の校舎等の解体が、その後行われる。 既存校舎の解体は、非常に建物に近接している状況の中での解体になるので、3期工事を26年

- 33 -

5月までに完了させるという流れの中で今後進めるが、1カ月程度、工期が延びる可能性を含んでいると答弁されております。

また、専決処分で1,350万円の補正予算を組むことについて、委員より、気軽に1,350万円も専決処分をされると困る。計画的な財政は厳しく言ってきたし、オーバーするにしても1,350万円は多過ぎる。現場の状況からは仕方ないが、やはり今後はそういうことを明らかにして、委員会にも報告してから専決処分をしてもらいたいと意見が出され、今回のことは大変申しわけありません。今後は、このようなことがないように十分に改善して進めていきたいと答弁されております。

また、11月26日の委員会の冒頭に市長より発言があり、事前の調査不足もあり、金額も1,350万円と多額な補正となったことをおわび申し上げます。今後、このようなことがないように努めてまいりますので、委員の皆様には今回の専決処分について、ご理解を願いたいと陳謝されております。

やまのい保育園の整備についてでは、担当課の工期延長の説明に対し、委員より、さまざまな形で、これまでの委員会の中で再三、委員側から工期については間に合うのかということを問いかけられていたものに対し、間に合うと言ってきた。ここにきて間に合わないということは、管理の甘さ以外の何ものでもないと指摘があり、これまで約束したことを守れなかったというのは、行政側の責任であり、これまでの経緯から考えますと、非常に責任は重いものというふうに思っております。大変迷惑をかけておりますので、この件については理事者とも話をして、対応を考えていかないといけないと思っておりますと副市長より答弁がありました。

委員より、集約の申し出があり、やまのい保育園の整備については当初より問題があり、確認申請段階での設計の変更、工事着工のおくれ、予算の増加、監視体制の強化、設計受託者へのペナルティーの付加、理事者の処分等がある中で、より厳しい管理が求められてきた。

工事着工後、委員会側から再三、工期に問題がないかという問いかけをしてきたものに対して、その場しのぎの答弁に終始した結果、ぎりぎり11月の段階で、11月末の工期に間に合わないことが判明した。問題の認識の甘さを露呈し、委員会の答弁を軽んじた結果と言わざるを得ない。甚だ遺憾であり、猛省を促すとともに責任を明確にするよう要求する。また今後、状況をしっかり分析して、早目の対応をするように求めると集約されております。

このことについても、11月26日の委員会の冒頭に市長より発言があり、最大限の努力をしてまいりましたが、工期内の完成ができなくなったものであります。このことにつきましては、その責任を強く、また重く受けとめております。

また、今までの当委員会での工程に関する説明の不備、不足等について、委員の皆様にご迷惑をおかけしたことにつきまして、陳謝申し上げる次第であります。大変申しわけありませんでした。この後は、12月25日の開園に向け、工事並びに引っ越し等の準備を進めてまいりますので、委員の皆様にご理解をお願いしたいと陳謝されていますが、委員より、不十分である。再度検討して、責任の取り方について12月議会ではっきりさせてほしいと指摘があり、市長より、委員の皆様方のご意見を受けとめさせていただいて、検討をさせていただきたいと答弁されております。

児童保護、いじめ問題についてでは、教育委員会より市内の状況について説明があった後、委員より、不登校は、いじめにおける深刻の度合いを示す数字である。不登校の要因が、いじめである

- 34 -

場合と、内向的な性格や家庭内の事情にある場合の2つに分けられる。不登校の内容については把握されているかという質疑に対し、いじめが原因で不登校になったり、誰ともかかわれないという子どもはいない。その他の要因で、誰ともかかわれないという子どもは、小中学生にはいないと認識していると答弁されています。

指導体制も、校内の生徒間のコミュニケーションも、学校に来てさえくれれば改善できる。問題は、不登校の子どもたちの育成である。そこは教育委員会としては、学校に出てこないという児童生徒に、どのような対応をしているのかという質疑に対し、学校に来られない児童生徒については、子どもの相談員等が相談に乗ったり、児童家庭相談員が入る場合もあるし、指導主事が直接家庭に入って話をしてくる場合もある。学校は学校で、必ずつながりをつける対応をしている。学校へ行けない児童生徒について、ひすいルーム、適応指導教室に何とかつなげていきたいということで、保護者、本人等々と相談をしながら利用を勧めてきている。現在、ほぼ学校に行けないけれども、適応指導教室には行けるという状況になっていると答弁されております。

平成24年度行政改革の推進状況についてでは、担当課より、資料に基づいて説明を受けた後、委員より、保育園、幼稚園の統合、民営化の検討について、24年度の工程表によると、庁内で検討委員会を開催し、検討に入るとなっている。昨年の第2次行政改革の中では、26年度に民営化を実施と明記されているが、どのような計画かと質疑があり、保育園、幼稚園の統合、民営化の検討について、今まで2回、庁内委員会を開催した。今年度中に方向を出していくということであるが、民営化という方向性が出てきた場合は、25年度にさらに市民の皆様からご意見をお聞きしてから、最終的に方針を決定することになる。民営化を実施するということになれば、26年度ということになると答弁されております。

健全な財政運営について、実施計画を見ながら財政計画を立てるが、3年据え置き、5年据え置きの事業をやって、3年後、あるいは5年後に返済が始まる。実施計画のとおりに計算しているのならいいが、やむを得ない事情が出てきて、これを合併特例債でやるというようなものが出てきた場合には、ここに出てくる数値が、年度を追うごとに変わってくるという心配があるが、いかがかという質疑に対し、現在、25年から3カ年の実施計画を策定中である。昨年は後期基本計画をつくり、平成24年度から28年度までの5年間を想定した中期計画を立てて、主要事業の裏づけをつくりながら、計画を組み立ててきたという経過がある。実質公債費比率も、毎年数値が変わってくるので、3年後の状況、5年後の状況を実質公債費比率の数字もあわせてごらんいただけるように、資料をお示ししたいと答弁されております。

地域づくり活動支援事業補助金の概要についてでは、委員より、補助金の内容について若干の質疑がありましたが、資料のつくり方、説明方法などについて要望が出されたほか、特に報告すべき事項はありません。

糸魚川市雪害対応マニュアルの策定についてでは、若干の質疑がありましたが、報告すべきこと はありません。

ほかにも多くの質疑がありましたが、全体に省略させていただきます。

次に、10月17日から19日まで市外調査を行っておりますので、ご報告いたします。

10月17日は、栃木県真岡市の真岡市勤労者研修交流センター、井頭温泉チャットパレスを調査しました。

チャットパレスは、勤労者や市民が自己の啓発、人材の育成及び相互の交流促進を図るため、宿泊して研修、交流ができる拠点施設として設置された施設であり、開業が平成12年7月2日、鉄筋コンクリート造り4階建て、宿泊機能が全18室、定員78名、大研修室、和室研修室、小会議室、レストラン、ラウンジを備えた年中無休の施設であります。

特色としては、隣接する真岡井頭温泉施設と一体的に利用ができる、これは日帰り温泉施設であります。研修室にはプロジェクター、OHP、パソコン等の研修機器を用意し、スムーズな研修、会議等が行える。施設内の3つの浴場は、天然温泉であるということであります。

周辺施設には、年間約40万人の来館者がある真岡市健康増進施設、真岡井頭温泉、日帰り温泉施設、それから1万人プールを備える栃木県井頭公園、県内最大の緑地公園であります。地元でとれた新鮮野菜の販売をしている農産物販売交流施設あぐ里っ娘、井頭観光いちご園、井頭温泉東側に隣接などがあります。

もおか鬼怒公園開発株式会社が指定管理者となっており、同社はゴルフ事業部門、指定管理温泉部門、指定管理宿泊部門を組織し、平成12年3月より管理運営委託を受託し、平成18年4月より指定管理者となっています。

指定管理料はゼロ円、平成15年度より21年度は黒字、平成22、23年度は若干の赤字を計上しています。年間の目標利用者数1万4,602人で、年間の償還を除すると利用者600円負担となり、入湯税150円を引いた450円×宿泊者数を、負担金として市に納入しています。チャットパレスは、複数の施設を運営する受託者と指定管理契約を結んで運営しており、周辺施設との連携をよく図って効率的な経営を行っています。

柵口温泉権現荘も指定管理制度への移行に当たって、指定管理者募集要項の策定などについて、 大いにチャットパレスの例を参考にするべきであるし、周辺施設との連携策などについてもスキー 場、ゴルフ場との連携を視野に入れた発展的経営計画を、計画、実行していかなければならないと 感じました。

修繕費は60万円以上は市、それ以下は指定管理者となっています。既に、このことについては、 権現荘の指定管理要綱に参考にする方向で検討されています。

日帰り温泉施設は余りにも大規模であり、当市の施設には参考になるものではありませんでしたが、現在の温泉センターとは一味違う娯楽施設との成り立ちは、民間感覚で捉えた場合に、今後のあり方を考える助けになるものではないかとも思えました。

10月18日は、栃木県宇都宮市の宇都宮市親力向上プランと親学の推進についてを視察いたしました。

プラン策定の背景としては、家庭の教育力向上にかかわる課題に対応するため、子どもをよりよく育てるための保護者による学びを「親学」と称し、意識啓発の強化と情報や学習機会の提供に努めてきたが、今後は保護者自身の努力だけではなく、社会全体で子どもを育てる仕組みの再編の一環として、社会全体で親としての成長を支えていくことが必要になっているとされています。

親力とは、家庭教育において発揮される保護者の教育力を親力とし、親が子どもを包み、育て、 教育する総合的な力と捉えるとされています。

計画の目的は、本市における家庭教育支援にかかわる基本的な考え方と方向を明らかにし、関連する施策に体系的かつ計画的に取り組むことを目的とする。

- 36 -

.

計画の位置づけとしては、宇都宮市地域教育推進計画(第3次宇都宮市生涯学習推進計画)における、家庭、地域における教育活動への支援の、家庭の教育力向上にかかわる行動計画としています。

計画の対象は、将来の親を含む親とその他の大人、計画の期間、平成20年度から平成24年度までの5年間ということでありました。

親学出前講座、親学と子どもの情報誌、家庭教育サポーターの養成、市民企画提案型講座、家庭の教育手帳の5つの施策を中心とした活発な取り組みがなされていました。教育にとって家庭教育力の向上、すなわち親力の向上は、教育の土台にかかわる重要な課題となっています。

基本目標として、親が自信を持ち、安心して子どもを育てることができるよう、社会全体で親力 の向上を支援します。

基本指標として、子育てが楽しいと感じる親の割合が増加する。平成19年度の64.1%を、 平成24年度に70%にするというものでありましたが、今年度2,000名中、71%を達成したそうであります。

糸魚川市においても、真っ正面から親力の問題に取り組み、現状をよりよくしていく努力が必要だと感じております。

10月19日は、埼玉県朝霞市の朝霞どろんこ保育園を視察しました。

どろんこ保育園では、「人間力育てます」と銘打って、預かる保育ではなく、子どもたちを育て る保育を実践しています。

園が目指す人間力とは、体験から学ぶ保育、子どもたちに人生から逃げたりせず立ち向かう力、 自然の中で得られる汚いや痛いの体験から、命の重みをみずから認識する力をつける保育をしてい きたいというものであります。

どろんこ保育園の園庭に入ると、まず目に入ってくるのが、子どもたちが泥んこになって遊べる、山のように盛り上がったでこぼこした園庭と、鶏やヤギの声。鶏もヤギも子どもたちの大切な仲間である。どろんこ保育園ではヤギの飼育を通じて、子どものうれしい、悲しいという気持ちを育てたいということでありました。

子どもたちの日課は、雑巾がけ、1分間の座禅、鶏の世話、ヤギの世話、畑仕事から始まるそうであります。印象的だったのは、園庭に遊具が全くないことであります。でこぼこした築山やくぼみ、立木があるだけで、子どもたちは裸足で雨上がりの水たまりに入ったり、泥遊びをしたり。驚くのは、5メートルほどの立木のてっぺんまで登っている子がいて、あの子は3才児です。大丈夫です、いきなり上には上がりませんから。1枝登っては降り、繰り返して次の枝まで登れるようになって、だんだん上に上がるようになりますから、これも体験ですという説明でした。

一言で印象を言うと、子どもたちがたくましく、生き生きとしているということでした。保育の1つのあり方として、大変参考になる例でした。公設と民営の違い、幼稚園と保育園の違いなどもあり、しっかりと頑張っている糸魚川市の保育の現状と照らし合わせて、判断していかなければならないと感じました。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

- 37 -

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

ここで暫時休憩とし、再開を11時5分といたします。

+

午前10時53分 休憩

午前11時05分 開議

議長(古畑浩一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き、所管事項について。

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

渡辺委員長。 〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番(渡辺重雄君)

おはようございます。

建設産業常任委員会では閉会中に所管事項調査として、市外調査及び委員会を開催しておりますので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、去る11月8日には委員会を開催し、農林水産業の振興と整備について、商工業の振興について、道路行政について、所管事項調査を行っております。

農林水産業の振興と整備についてでは、人・農地プランについて、国の取り組み方針と施策の体系などの説明を受け、質疑に入りました。

- 38 -

委員からは、この施策によって、糸魚川市がどのような明るい兆しになっていくのかというところが見えてこない。担当者が、このプランを進めていく中で、どのような捉え方をされているのかとの質問には、国で考えている農業の集積、経営というものを、糸魚川市のような山間地域に、そのままコピーして置きかえるというのは、非常に困難な部分がある。まずは地域の皆さんが、いかに本音で話し合えるかというところが1つのポイントで、市のほうがプランの素案をつくり、それをもって地域の皆さんが話しやすい環境をつくっていくのが、第一歩ではないかと考えているとの答弁がなされました。

また、糸魚川市の農業のあり方にもつながる、このプランそのものが大きな問題を含んでいる。 実際に手間と時間がかなりかかるが、農業団体である農協、それから農業委員会サイドは、この件 についてどういう反応があるのかとの質問には、農協、県、農業委員会も地域の中心となって入っ ていただけるということから、共同してこのプランの策定を進めている。

受けとめ方は、国のほうの施策を振興するために必要なプランと考えており、協力的に対応していただいているとの答弁がなされ、さらに、現場である認定農業者への説明、農家組合長に対する説明を行ったということだが、この方たちの反応はいかがかとの質問には、認定農業者のほうは、基本的には制度のメリット部分においては、受けとめ方は良好であったが、逆に農家組合長会議では、農地集積の部分については、若干いろんな課題はあったとの答弁がなされました。

今後の進め方に関して、素案の作成時期、地域での説明、体制に関してはどのように考えているのかとの質問には、素案は11月、12月に地域にお示ししたい。体制は、市と県の普及センター、農協の3者が協力して各地域へ説明に入る予定で、農家組合長と認定農業者、また地域の代表の方などで、この組織の中に入って検討していただき、末端である農家組合長単位の中での、農家への周知ということで考えているとの答弁がなされました。

次に、商工業の振興についてでは、糸魚川駅前通りアーケード等整備事業の現状について、整備 事業の概要、駅前銀座商店街振興組合の概要、整備事業の経過などの説明を受けた後、質疑に入り ました。

委員から、事業費が確定していないというが、4億円と仮定すると、国、県の補助分と市と、現時点で、その4億に対する組合の負担分というのはどれくらいになるのかとの質問があり、国の補助金が1億円、今のところ市の補助金が1億円という考えで、組合では、できるだけ事業費を落とすような工法の検討をしているというところで、まだ具体的な事業費が示されていないので、組合がどれぐらいの負担になるかは、未知数であるとの答弁がなされ、新幹線開業に間に合うのか、誰が責任を持つのかという質問には、あくまでも商店街が中心となって、市あるいは商工会議所等が一緒に支援しながらいくというスタンスであり、基本は商店街組合が中心になる。事業年度とすれば、まだ間に合うと理解しており、精いっぱい組合や商工団体と話をしながら、確実にできるように努めていきたいとの答弁がなされました。

商店街組合が全員一致で事業に向かっているのかどうかとの質問には、基本的には、振興組合の総会における総意で仕事は進めさせてもらっている。工法などの設計が出れば理事会や総会も開かれると思うので、その場でも確認があると考えているとの答弁がなされました。

この事業に関しては、糸魚川駅北口の交通量が激減しており、事業主体である商店街振興組合に 体力がなくて、アーケード再構築の足並みがそろっていないという見方もあり、委員からは、新幹

線開業を控え、今後の進め方を心配する声が聞かれました。

次に、青海通線北陸新幹線高架下利用についてでは、青海通線商店街研究会に関する説明があり、質疑に入りました。

委員からは、旧青海町で方向性を決めて新糸魚川市に持ち込んできた案件であるが、当時では、 用地は旧町が購入し、建物については出店者が共同で、アメ横ふうの共通した建物を配置をして出 店をしてもらうという話であったわけだが、これからの取り組みはいかがかという質問には、当初、 出店を希望されていた方が高齢になり、利用方針を一部見直しをさせていただき、出店者の費用で お店を構えていただくという方針で、今後臨んでいきたいとの答弁があり、さらに約2,500平 米が、きちっとした利用ができるような体制に仮に至らなかったという場合は、どのような対応に なるのかという質問には、商業エリア、プラス公共的な空間を考えている。出店者がどれくらいに なるかまだ未知数であるが、公共的な空間の利用としてはトイレやイベント広場、ほかに地域住民 からの意向も聞く中で、公共的な空間の利用を詰めていきたいとの答弁がなされました。

次に、道路行政について、中央大通り線第3期区間整備計画について、平成26年度完成までの 図面や事業工程表に基づき説明がなされ、質疑に入りました。

店舗の支障物件もあるが、交渉が難航してしまった場合に、工事に対する支障が出てくるんではないかということで心配しているが、大丈夫かとの質問には、県の事業ではあるが、都市整備課としても、その補償とか用地問題について一緒に同行して事務を進めている。相手の方に納得していただけるような形で進むよう、市としても努力をしている。今のところ否定的なご意見はいただいていないので、26年度末までに努力をさせていただきたいとの答弁がなされました。

続いて、11月22日には、下水道事業について、ガス水道事業について、観光振興についての 所管事項調査を行いました。

当日は、まず、下水道事業についてということで、青海浄化センターの運転状況について現地で 説明を受けました。

今回の調査は、ことし3月に、BOD数値が処理場の計画放流水質の15ミリグラム/リットルの基準値を超えたことから、現地調査を行うことにしていたものです。

その後、第1委員会室において委員会を開催し、質疑に入りました。

委員からは、処理工程や計測方法について、さまざまな質疑がありましたが、ガス水道局としては再発防止に向けての運転管理対策として、1として、最終沈殿池での凝集剤の添加、2として、流入水にEM溶液の添加量の増大、3として、汚泥の脱水時間をふやす、4として、円盤槽の溶存酸素量を上げる、5として、中継ポンプ場にEM溶液の添加の5点を既に実施しており、今後に向けては6として、流入水の腐敗を制御し、溶存酸素を上昇させることを計画しているとの説明がありました。

ほかに海からの風で、砂がフェンスを越えて敷地内に大きくたまっており、敷地内へ容易に入れる状況から、安全性に関する指摘があり、これに対しては、緊急に対策を練って実行に移したいとの答弁がなされました。

次に、大野浄化槽排水対策事業について、担当より、経過、基本方針、課題、今後の予定に関して説明があり、続いて質疑に入りました。

委員からは、事業計画図と、平成16年から23年に行われた工事箇所図を比較すると、ばらば

- 40 -

らに工事を行って計画性がないように見受けられるが、無駄はないのかとの質問があり、本来、計画に沿って工事を進めるところだが、さまざまな問題や苦情等が出てきたため、部分的に対応したところもある。しかし、それではなかなか整備ができないことから、途中から調査をし、しっかりやろうということで、計画を策定して進めてきたものであるとの答弁がありました。

排水路の水量が少なくなる農閑期の管理は、どのように考えているのかとの質問には、管理のシステムづくりは地元と協議中で、国道 1 4 8 号沿いの工事が終了した後で、平成 2 5 年度の初めから導入できるようにしていきたいと思っているとの答弁があり、農閑期の水量不足を解消するための東京発電との水利権交渉の進捗状況についての質問には、大野地区の生活環境整備ということで、国、県に対して農閑期の 9 月から 4 月まで水量をふやすように、大野地区と一体となって要望しようと進めているが、厳しい状況であるとの答弁がありました。

また、合併浄化槽の普及状況で、個人管理型の比率が44%あるが、どう対応していくのかとの質問には、水質の管理上、個人管理のものも市に寄附をしていただき、市で一括管理をして、水質を監視できるようにしていきたいとの答弁がありました。

市が単独で行う排水路工事については、管理費も全て市が持つのかという質問には、水路の管理者、所有者等のこともあるが、大野地区の浄化槽対策事業については、行政が管理をしなければいけない部分があると思っているとの答弁がありました。

続いて、ガス水道事業についてでは、初めに水道管網広域化事業について、担当より課題と目的、 事業費と経常費用、管網広域化事業完了後の経常費用に関して説明があり、質疑に入りましたが、 特別報告することはありません。

次に、水道料金体系については、料金の原則、料金の算定、料金体系、給水原価、加入金、さらに今後の水道料金について、担当より説明があり、質疑に入りました。

委員から、広域管網の工事、さらに能生地域の整備が終了した場合の計算書を示してほしいとの要望があり、現時点では、説明不足と計算の根拠が不明確であるので、もう一度しっかりしたものを出したいとの答弁がなされました。

能生地域の方から言われている合併後に水道料金を下げるとか、合併後に料金の統一を図るとか、加入金をもう少し低額にするとかという話は、現状維持で、全く可能性ゼロということなのかとの質問には、あまりにも3地域の料金なり加入金の条件が違うことから、この辺を市民に説明をしたり、議会と相談しないと一定の方向は出せない状況であり、今の段階では、いろんな試算のやり方を出してみて、その中で統一について模索をしていきたいという段階であるとの答弁がなされました。

また、料金で言うと、口径、用途別という分け方でベースが違うという点、加入金があるないという問題もあるが、算定ベースを統一するという考え方はいかがかという質問には、なかなか難しいが、1つの基準にするラインを探すことも大事であるので、その辺の示し方も考えていく必要もあるとの答弁がなされました。

料金問題に関しては、まずは市民から正しい理解をしていただく必要があり、今後、地域審議会や地域懇談会などを通じて、実態を説明してほしいという要望もありました。

次に、観光振興について、内容はシャルマン火打スキー場についてでありまして、リフト関係修 繕工事実施状況、圧雪車の稼働状況、火打山麓振興株式会社の経営状況、スキー場経営検討委員会

の状況について説明を受け、質疑に入りました。

15期の決算はどのような状況かとの質問には、株主総会が12月1日であり、概算では800万円ほどの赤字と聞いているとの答弁があり、23年度までは赤字が3年間、ことし800万円とすれば4年間続くわけで、経営改善しているのか疑問を持つし、いつまでも市長が社長をやっておるということについても、過去の委員会で集約してあるわけだが、その点はどのように考えているのかとの質問には、市長より、指定管理の目的に合わせて、経営検討会議の中で両スキー場を比較しながら、適切なのはどこか進めていきたい。議員の皆さんのご指摘の意見も明確に位置づけをさせていただいている。しかし今回の株主総会で、社長をやめるというわけにはいかない。スキー場の所有者は市であり、スタートのときの経過を考えると、一番の責任者が手を引くということは、役員まで全部いなくなる可能性があるとの答弁がなされました。

財務諸表を見る機会もあるが、すっきりしない指定管理の仕方じゃないかなと常々感じている。 このように財政状況が悪化してくると、特に大規模修繕の扱いなど、何で整理しないのかと矛盾を 感じているとの意見もありました。

圧雪車の修繕に関しては、現状は修繕でシーズンは乗り越えられるというが、あと修繕費がどれくらい必要なのかという質問があり、それに対して、900万円か950万円ほどと考えているとの答弁がなされました。

今回の所管事項調査では、圧雪車の修繕費の扱い、社長人事、経営改善などに関して、さまざまな観点から質疑が交わされました。これらの懸案事項の扱いについては、今後、糸魚川市スキー場経営検討委員会でも検討されることになっており、その内容に期待をするところです。

以上が、11月8日と22日の所管事項調査報告であります。

次に、10月1日から3日までの3日間、市外調査を行っておりますのでご報告をいたします。 視察先は、三重県伊賀市の株式会社伊賀の里モクモク手づくりファーム、徳島県神山町のNPO 法人グリーンバレー、長野県飯田市の3カ所であります。

調査事項は地域活性化策として、民間による先進的農業ビジネス、NPO法人によるサテライト オフィスの誘致、行政による地域経済活性化プログラムについて、それぞれの取り組みを調査をし ております。

初めに、三重県伊賀市、伊賀の里モクモク手づくりファームについてであります。

このビジネスの発端は、養豚業が盛んな三重県旧阿山町において、当時、経済連の職員として働いていた現在の木村社長が、仲買人中心の流通形態のため農家みずからが価格が決められないことや、養豚が牛肉に比べ低価格であることに疑問を持ち、これを打開するには農家みずからが、生産と加工販売をすれば何とかなるのではないかと地元養豚業者に働きかけ、1983年に農事組合法人として挑戦を始めたものであります。

現在公園となっている部分は継ぎ足しでつくられ、もともとは国有林であったところを3回ぐらいに分けて払い下げを受け、今のような施設となったそうであります。資金のないところから始めて、国の補助と借り入れでやってきたということで、これまで全体にかかった48億円くらいの総工費のうち、国の補助は15億円程度ということでありました。

事業の経過については、当初、加工肉は全く売れず、試行錯誤しながら地道な営業を続ける中、 1989年に腸詰めから手づくりする手づくりウインナー教室を始めたところ、主婦層を中心に受

- 42 -

け入れられ、ここから破竹の勢いで事業が拡大をしております。事業拡大には以下のような背景がありました。

ウインナー教室の評判が広がる中で、参加者が増加し、昼食の用意が大変になったそうです。お 肉に合う野菜やビールの需要が拡大し、みずからそれをつくりお客に提供することとし、野菜、地 ビールをはじめイチゴ、シイタケ、米、トマトなどを生産、さらにジャージー牛を飼い搾乳し、牛 乳、アイスクリーム、チーズなども生産するまでになったということであります。

現在は基盤となる直営農場をはじめ農産加工の各工房の運営、年間50万人が訪れる農村公園の運営、4万3,000人が登録している会員制の農産物通信販売、農場から直送される安心・安全な食材を使ったレストラン経営など、平成23年度の売り上げは48億円となり、安定経営を行っております。

売り上げ実績の内訳は、農村公園の来場者で16億円、会員制通信販売で16億円、健康志向の高い都市部の主婦層をターゲットにしたレストラン7店舗で16億円となっております。販売する加工品の90%は、自社製品ということが強みであります。

会社運営は、農家と従業員がともに出資し、協同的精神を最優先した中で行い、会社の理念としては、お客様はよいものでも知らないものは買わないという考え方から、自分たちでつくったものを直接お客に伝え、おいしさと安全性を知ってもらった上で、考え方に共感を得て認知してもらい、販売することを徹底しております。

社員の平均年齢は34歳で、若手育成のため、最初は、まずよい人に預けて、いいものを学んでもらうということを基本としており、ハムをつくるならドイツへ派遣したり、パンづくりも一流の人に預けて学んでもらうという対応であります。今では会社説明会には、多いときは400人ぐらい人が集まるようになったそうであります。また、インターシップの希望者もふえており、夏休みなどは待っていただいている状況で、その中からも会社の採用試験を受けたいという人や、イベントに参加してみて、農業をしたいとやって来る人も多いとのことでありました。

また、会員制の通信販売の主力は米で、80軒ほどの農家と契約し、約8,000俵のコシヒカリを農協より高く、1キロ500円で買い取りしているとの話は、農家にとっては魅力的であります。広告や宣伝費については、ほとんど何もしておらず、会社の理念に沿ったイベントや事業展開をすることで、結果的に、マスコミが飛びつく状態になっております。

糸魚川の農林水産業においても加工品の安全性や、おいしさを一層お客に知ってもらう取り組みが必要であると再認識をしてまいりました。

次に、徳島県神山町のサテライトオフィス誘致についてであります。

神山町で2011年度の社会動態人口がプラスに転化したことや、東京に本社があるIT企業7社がサテライトオフィスを設置した背景や経過について、この事業の中心者であるNPO法人グリーンバレーの大南信也理事長より説明を受けております。

NPO法人グリーンバレーの目的は、日本の田舎をすてきに変えることであり、プロジェクトとして、芸術家を呼び込む事業や、まちに貢献できる人の定住事業、空き店舗を活用した企業誘致事業、アドプト・プログラムなどさまざまな取り組みを行っておりました。

理事長である大南さん自身が建設業の経営者であり、公共工事が地域活性化になるとの思いで仕事をしてきたが、公共工事だけでは一向に過疎化に歯どめがかからないことを痛感されたそうです。

そのような中、1997年の徳島県の山間部地域振興策に対し、箱ものづくりの失敗はもうこり ごりだという思いから国際文化村委員会を立ち上げ、町民約20人でアイデアを出し、芸術家が町 内に数カ月間居住し、創作活動をしてもらうプロジェクトを仕掛け、徳島県に山間部地域振興策として逆提案を行い、採用されております。

キャッチフレーズは「豊かな自然以外に何もありません」とし、国内外のアーティストに呼びかけ、渡航費と作品の材料費を捻出し、1999年にプロジェクトを開始し、それ以降、芸術家42人が活動し、彼らの作品を見るために全国から訪問者が絶えないそうであります。

この事業で学んだこととして、おもしろい人を連れてくれば、それが評判となり、さらに人を呼ぶ循環ができるということで、2007年には町に貢献できる定住者を呼ぶ事業を始めております。焼きたてのパンが食べたいという住民ニーズがあれば、本格的なパン職人を呼び込み、このほかに洋菓子職人、無農薬野菜の栽培農家など約70人を招き入れております。お店の改装などに必要な材料の調達や運搬は地元住民も参加し、交流を深めることも行っております。

さらに2010年には、商店街の空き店舗をモダンな長屋につくりかえ、企業の誘致をはじめ、 首都圏に拠点を置くIT系ベンチャー企業などのサテライトオフィスを開設し、新たな雇用の場を 生み出しております。

結論として、人とのつながりを何より大切にしてきたまちおこし活動は、2011年度、転入者が転出者を上回ったとのことでした。

神山町における地域活性化に向けてのポイントをまとめると、次のとおりになります。

まず、まちの現状をしっかり受け入れること。現在の人口構成と将来の町の形を考え、自立可能な形を逆算すること。その上で少し手を加え、無駄なく活性化させること。これは創造的過疎という言い方をしておりました。

そしてU・ ターンに補助金などの優遇措置のみでなく、地域に必要とするお店や技術者を逆に 絞り込み、その人に必要な優遇策を集中的に行い、地域に移り住んで仕事をしてもらうことを考え ること。それが仕事と人をセットで呼び込むワーク・イン・レジデンスあり、将来を担う子どもた ちに、神山町には仕事がないから帰って来れないと言わせないための取り組みであります。

大南理事長の考えでは、地域づくりにおいて地域に何があるかはあまり重要ではなく、どんな人が集まるかで町の価値が決まるということです。人を集めるのが地域づくりのかなめであり、今までは産業誘致であったが、これからは人材誘致が地域活性のポイントになると言っておりました。 さらに日本人の働き方が変わってきて、大震災の影響もあって企業も東京一極集中のリスクを考え始めており、感度が高くて若い人、特にクリエーターを中心に首都圏から移動が少しずつ始まっている、これが地方のチャンスであるということでありました。

また、説明の中では、アイデアキラーの徹底排除が、事業成功の鍵であるということも強調されておりました。

アイデアキラーとは、新規事業などのアイデアに対して、過去の失敗例を挙げて、難しい、無理 だ、できないとアイデアを壊す人を指します。行政に置きかえると、前例がない、予算がない、効 果が不透明と言って、何もしないことが一番よくないと言われておりました。

糸魚川市へのヒントとしては、補助金等の優遇策でやって来る企業を求めるのではなく、糸魚川 に来たいという企業を選ぶ必要があることから、糸魚川市出身のIT企業の人と懇談会をしてみる

- 44 -

とよいのではないか。そこからのネットワークで、パイプが広がっていく可能性があるということであります。糸魚川に住みたい人を募り、糸魚川で何ができるのか、何がしたいのかを調査し、糸魚川の活性化につながる人をしっかりサポート、新たな人を呼び込めるかが重要とのことであります。

神山町においても、最初からサテライトオフィスを実現しようとしたのではなく、人と人のつながりが、結果的にサテライトオフィスの誘致に結びついたものであります。

糸魚川市は、こうした企業誘致の形も参考にしながら、地域活性化のために地域ニーズの把握と、 それを満たすためにできることを前向きに考え、実行するようにしていくべきと改めて提案をした いと思います。

最後に、長野県飯田市の地域経済活性化プログラム2012についてであります。

これは元日本開発銀行の出身者である市長の構想と考えが強い事業で、8年前の当選以来、市長の強いリーダーシップで進められている事業であります。

市長が銀行員時代、ドイツのフランクフルトに赴任し、10万人規模の都市がそれぞれ生き生き している姿を見て、日本でも地域で自立したまちづくりができると確信したそうです。その具体策 が、地域経済活性化プログラムということであります。

地域経済活性化プログラムとは、地域の経済自立度を70%にするために、産業界、市民、経済団体、行政がスクラムを組んで、必要な事業を具体的に決め、現場主義の徹底により、現場の改善から生み出される効果的な施策を立案、実施し、それらの取り組みを産業界、市民を交え評価、点検を行い毎年見直すプログラムであります。ちなみに平成21年度の自立度は42.2%、平成22年度は44.1%、平成23年度は46.7%に、少しずつ向上しております。

飯田市長の考えでは、行政がつくる10年間の計画では、時代のニーズと速さに応えられないため、この地域経済活性化プログラムは非常に細やかな経済波及分析を行い、PDCAサイクルにより、毎年更新して事業を進めているものであります。

また、飯田市長は、交付税など国が地方を支える構図はそろそろ限界として、基礎自治体みずからが財政力を分析し、自治体みずからの考えで経済振興を図り、経済自立度の高いまちづくりを行い、福祉などの充実を行うことが不可欠との考えであります。

基本的には飯田市で行っている事業でありますが、周辺地域も含めて効果が及ぶ部分でやっており、全体がよくなれば、飯田もよくなるという考え方でやっているとの説明でありました。

これまでの主な取り組みとして5つ紹介いたします。

1つは、地元中小企業の営業力を高めるために共同受発注制度を確立し、地元で必要な製品や商品を地元で製作するもので、具体的には L E D 照明や小水力発電機、地元特産の柿の皮むき機などをつくり、地元で消費をしております。

2つ目は、日常そのものを売る観光産業であり、もともと観光地ではない地域なので、背伸びを せず、ありのまま田舎暮らしを提供することを徹底し、ヒットさせております。

また、観光公社をつくり、まちぐるみで修学旅行の誘致を図っていること。身なりの悪かった不良少年たちがここで体験研修をすると、身なりがよくなると先生方に評判になり、口コミで広がっているそうであります。

3つ目は、地域に足りない商店やサービスを調査して、地域に必要なお店を設置するよう起業窓

4

口を設け、企業支援を行っております。

4つ目は、中心市街地の活性化策として、若者が中心市街地にいないことが最大の課題とし、金融機関と建設会社と行政が連携して、まち中にマンションを建設し若者を取り込み、既存商店の利用促進を図っております。

5つ目は、中山間地の振興計画として、中山間地の住民には国や県のお金がかなり落ちていることに気づかせるようにし、その上で若者定住住宅を設置するなど、お金の使われ方の公平感と、費用対効果を市民全体で共有できるようにしております。

飯田市では、国や県に依存しないようにし、自分たちでできることは自分たちで行うというスタンスがはっきりしており、地元金融機関に対しても国債ばかり買わずに、地域企業が活気の出るような本来の仕事をすべきという考えを主張しており、地元商工会議所に対しても、経済の活性化は商工会議所が中心となって推し進めるべきとの考えから、そのようになるまで行政がリードしていくとはっきり言っておりました。

糸魚川市においてはいま一度、何をもって経済の活性化を図り、市民ニーズに合った行政サービスを行い住民満足度を高めるのか、よくよく検討しなければならないと再認識をしてきました。

米田市長も当選当初から選択と集中を掲げ、住民懇談会を開催するなど市民の声をよく聞かれておりましたが、2期8年間の地域活性化について総括し、費用対効果を検証し、市民に報告する必要があることを提案をしておきます。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

田原副委員長。〔14番 田原 実君登壇〕

14番(田原 実君)

おはようございます。

市民厚生常任委員会副委員長の田原でございます。先ほど本会議開催時に古畑議長からお話がありましたように、髙澤委員長が本日欠席されておりますので、かわりに委員長報告をさせていただ

- 46 -

きます。

当市民厚生常任委員会では、去る9月28日と11月6日の両日に閉会中の所管事項調査を行い、 11月1日に市外調査を行っておりますので、その経過と結果について報告させていただきます。

9月28日は午前中に、民生委員・児童委員の皆様との協議会を開催し、午後に、介護保険事業計画についてを調査をいたしました。

民生委員・児童委員との協議会では、前回5月に開催した協議会の参加者からの意見要望を受けて、市の担当者の事務対応が、民生委員・児童委員の立場を考慮したものに改善されたかについて話し合われました。

前回の協議会で一番論議となった屋根雪除雪に関しては、民生委員・児童委員の要望に沿った形に改善が図られたことは、協議会が意義あるものであったと考えます。しかし、まだまだ十分とは言えない事柄もあり、委員会として民生委員・児童委員のみならず、福祉の現場でご活躍いただく方の意見をくみ取る努力を惜しまずに、今後もこのような協議会を続けてまいりたいと存じます。

午後は、介護保険事業計画について調査し、担当課からは、長期にわたっての各種推計に基づく 今後の動向と支援策が説明され、その内容としては、平成51年までの今後約30年間の高齢者人 口、要介護人口、福祉施設の建設計画が示され、将来的な介護保険事業を考えた場合、今後は住宅 改修の新規事業などによる在宅介護と、健康体操の導入と普及による介護予防事業に重点を置いた 施策にシフトしていくとの考えが示されました。

また、委員会開始前に、市が今後介護予防の一環として推進していく予定の楽楽体操を、出席者 全員で20分程度行い、やってみて簡単で、かつ自分の体の変化がよくわかる効果を実感し、今後 の市民への普及に期待をしております。

さて、委員会の中で委員からは、在宅介護に力を入れていくとの説明を伺うにつけ、現行での県の単独事業での補助、介護保険制度での補助があるが、これに追加して市の単独補助制度も検討しているのかどうかとの質問に対し、行政からは、新規に介護のための住宅改修補助制度を新設する方向で検討を進めているとの答弁がなされました。

また、先進的な介護保険事業の例として、福祉事務所と健康づくりの担当部署や国保の担当部署が連携し推進しているのはわかるが、有業率が高いところでは医療費が低い事例も見られる。当市でも福祉事務所と健康づくりの担当部署や国保の担当部署の連携、就業等所管している商工農林水産との連携が必要ではないかと考えるが、その検討はされているかとの質問に対し、現在、当市の介護保険事業については、環境生活課や商工農林水産課等の産業部との協議を実施していない。しかし提言のとおり、仕事を持つことは生きがいや体を動かすなど健康に有効な面もある。今後は、そのような連携の必要性についても検討をしたいとの答弁がなされました。

次に、介護予防運動について、当市でも各種運動教室が開催されているが、委員会で視察した茨城県牛久市では、市民が幅広く介護予防の体操普及員を担う取り組みがされている。当市でも普及員をふやす取り組みができないかとの質問に対し、現在、当市の地区運動教室は、地区運動推進指導員により実施している。今後は、もう少し簡易な楽楽体操を推進することとしており、多くの市民が運動推進員となれるよう取り組んでいくとの答弁がなされました。

また、委員から、特養ホームなど介護施設への入居待機者の対応について、福祉施設整備は介護保険料の増加要因となるため、将来は整備が困難になると推測される。そこで既存の福祉施設を活

用した入居待機者解消の方法など、別の角度からの検討をしたことがあるかとの質問に対し、国の動向が未定であり、施設事業者とそのような話し合いをしていないため、今後どのように検討していくか、まず協議しなければいけないと考えているとの答弁がなされました。

ほかの委員からは、当市の介護保険事業は、介護予防運動や在宅介護補助など各種施策に取り組んでおり、今後も推進していくのはいいが、行政は一生懸命やっているという感覚的なものでなく、議会や市民に医療費や介護認定者の減少などの成果を数字やデータで示し、短期的な数値目標を定めて随時報告し、新年度の介護施策に対する予算の詳細を詰めて要求するよう、意見、要望がありました。

11月6日は、1、糸魚川市空き家等の適正管理について、2、能生国保診療所整備計画についての所管事項調査を行っております。

また、机上調査の前には、西海地区水保にある産業廃棄物最終処理場の適正化工事現場を視察調査しております。

この工事は今年度及び来年度の継続工事であり、冬が近づき今年度分の工事が終了するとのことで現地確認に行ったものでありますが、工程どおり進んでいることを確認いたしました。

委員からは、これだけの大規模工事を見るにつけ、心ない者が不法投棄を行うことが、市民の税金の大きな無駄遣いとなってしまうことを市民によく説明し、理解いただき、今後、このようなことがないように周知徹底していただきたい。また、今後このような負の遺産をつくらないように、ごみ処理方法をしっかり検討し、次の世代への負担にしてはならないという意見がありました。

続いて、糸魚川市空き家等の適正管理についてであります。

担当課から、全国的に空き家に関する問題が発生し、さきに取り組みを行っている自治体では空き家条例を策定し、周辺住民の生命にかかる場合には、行政代執行により対応している。当市でも特に近年の豪雪により、屋根雪除雪の対応や朽ちた家屋による隣家への被害、道路での交通障害などが懸念され、良好な生活環境と安心で安全なまちづくりを進めるために、空き家条例の策定に取り組みたい。ついては今後のスケジュールとして、当委員会で調査検討を進めながらパブリックコメントを行い、3月定例会に上程、4月1日施行の予定との説明がありました。

委員からは、このような条例の運営は所管課のみならず企画財政課、福祉事務所など庁内組織の連携も必要である。どのような運用体制を考えているのかとの質問に対し、行政からは、市民部全体としては、所管である環境生活課と市民課と福祉事務所の連携、また、定住促進にかかる部分では企画財政課、道路行政を所管する建設課など、関係する部署と調整を図り進めているとの答弁がなされました。

次に、条例には市による代執行が検討されているが、行政代執行にて家屋の倒壊を防ぐための取り壊し等を実施する場合、代執行の可否を検討する外部の専門家を入れた審議会などの設置は考えているのかとの質問に対し、現在、審議会設置の予定はないが、個別な案件により判断が難しい状況となることも予想されるので、そのときには当市の建築担当の技術者も含め検討し、それでも難しい場合は、専門家などに委託することも考えている。また、この条例が運用された後、必要があると認められる場合は、審議会等の設置を検討するとの答弁がなされました。

また、この代執行について取り壊し料や手数料等の負担は、その所有者が負担するとのことだが、 全国的な事例では回収が難しいと聞いている。担当課として、その点を想定した手続や運用を検討

- 48 -

-

しているのかとの質問に対し、相手方に支払い能力がありながら支払いが滞るときには、弁護士等 に相談しながら粛々と請求行為を行っていく。相手側に支払い能力がないとわかっている場合も、 緊急的に危険を取り除く必要があるという状況では、市の負担となっても行政執行は実施すると考 えているとの答弁がなされました。

また、このような条例を制定するについて、市民から空き家の管理に協力してもらう必要があり、また、制定までの経過や審議内容など、条例を制定することを広く周知する必要がある。周知期間が長ければ長いほど市民の理解、協力が得られるが、どのように考えているのかとの質問に対し、十分な市民理解を得られるように周知するとともに、このような条例を制定し、周知を図ることで、市民からは、自分の財産は自分で管理するということの理解を深めていただきたいと考えているとの答弁がなされました。

次に、能生国保診療所整備計画についてであります。

担当課より、現在委託中の能生国保診療所基本構想の概略が説明されました。

この構想を策定するに当たり、施設整備は国保診療所長、鬼頭先生の意向を十分に反映したものとする。一方、隣接するおおさわの里増床工事は、事業採択の関係上、平成26年度に実施する。そのため全体の整備スケジュールはタイトなものとなり、平成25年に集中して解体工事、及び改築工事がされる旨の説明がありました。なお、現在の基本構想での概算経費は全体で5億8,500万円であり、その内建築費は3億7,000万円とのことであります。

委員からは、全体枠の中でのおおさわの里の施設増築のための敷地確保も理解はするが、診療所の構想は車寄せ部分が狭く、1台とまれば後続車が入る余地がないと思うがいかがか。また、計画されている駐車場については、市道を横断して駐車することになれば、患者や高齢者等に不便をかけることはないのかとの質問に対し、行政からは、車寄せの部分の設計は設計業者と再度協議し改善したい。また、駐車場については敷地内に10台確保して、弱者専用としたいと考えている。また、市道を横断して整備する駐車場は、主に国保診療所、及びおおさわの里の職員等の利用を考えているとの答弁がなされました。

次に、この構想において、診療所に新たにMRIやCTを設置し、鬼頭先生の専門性が生かせるものと期待する。ただ、今後さらに医療機器を配置したり、鬼頭先生のほかにも医師が就任して、複数の科目診療を行うことを考慮すると、予備的な部分が少なく、増改築の対応が難しいような感じがする。将来を見据えた設計となっているかとの質問に対し、敷地が限られており、非常にコンパクトな設計となってはいるが、鬼頭先生の考えを極力盛り込んだものではある。

なお、ランニングコストを考えエレベータを設置せず、患者、市民が2階に上がらなくても済むように設計をしている。しかし将来的な利用を考えた2階部分の設計は、再検討したいとの答弁がなされました。

次に、この診療所は、おおさわの里施設と連結をするが、基本構想での連絡路は幅員も狭く、かつ曲がって入っていくという設計となっている。車椅子の方や高齢者の利用を考えれば不便なものとなることは明らかであり、再検討すべきである。この部分は階段とも絡み、最初に位置が決定されてしまうと後で変更しづらい部分であるため、早急に再検討いただきたいとの質問、意見に対し、再度検討するとの答弁がなされました。

また、委員からは、国保診療所施設整備はもちろん大事だが、地域医療全体の問題として今後の

医師確保をどうするのか、診療所を含め市内の医師後継者問題もしっかり検討しなければならない。 その手段として、糸魚川市出身者で医師等で活躍している人がどれだけいるか基礎的調査をし、実 態を把握した上で、早目、早目の行動により医師確保に努めてもらいたいとの要望がありました。

続きまして、11月1日に市外調査として、見附市へごみの減量化について視察してきました。 またその前段で、糸魚川総合病院に増設された救急外来棟もあわせて視察しております。この市外 調査の集約は、11月6日の委員会の最後に行いました。

集約内容として、まず、糸魚川病院救急外来棟についてでは、委員からは、機器、備品等が全て 設置されてはいない状態で拝見したわけだが、スペースに余裕があり、よい施設と評価されており ます。4階の災害治療ホールも広いスペースが確保されて、消防ともスムーズな連携をとり、教育 や訓練等に十分活用してほしいとの意見、要望がありました。

次に、見附市の生ごみ減量化事業(生ごみが消えるプロジェクト)についてでは、見附市の担当者、長谷川市民生活課長と同課丸山補佐から説明を受けた後、現地を視察しました。

見附市では、平成20年度ころから、ごみ焼却施設の運営経費と老朽化に伴う維持経費の増加により、市財財政を 迫する事態となったため、担当課として何とか焼却するごみの減量化を図る手法を検討する中で、下水道処理にも活用されている微生物、YM菌を活用した実証実験が、特定の地域限定で平成24年6月から行われております。実験は現在も引き続き行われておりますが、驚くべきことに収集された生ごみの95%が減容化した、すなわち分解され、消えたとのことであります。

実施に当たっての課題としては、市民は生ごみだけを確実に分別しなければいけない。また、市 内全域で実施するには、まだまだ実証実験が必要で、さまざまな課題をクリアしなければいけない。 特に、今冬にどのような結果となるのか、推移を見定める必要があるとのことです。

また、全国的に初めてのこの試みがテレビや新聞で取り上げられ、現在は視察が絶えないことが、 ごみ行政を推進している市のアピールに一役買っているとのことであります。

委員からは、画期的な事業と評価できるものであり、当市の今後のごみ処理の手法の1つとして検討すべきではないかとの意見がありましたので、当市の担当課からは、今後の見附市の動向を注視していただきたいと思います。

また、ほかの委員から、見附市の1つ1つの施策を見れば当市と同様な取り組みも多いが、生ごみと花の苗を交換したり、ごみ収集車にごみ減量化のステッカーを張ったり、市民に対してのごみ減量化推進の見える化を十分に実施している。また市民は、この事業がテレビ等に取り上げられ、外部からの評価を受けることにより、自分たちはすばらしいことに取り組んでいるんだと認識し、推進している。また、ごみ減量化による経費の余剰分を市民へ還元していくという、市民に対してのインセンティブを宣伝し、強い意志で行っているとの評価がありました。

なお、当委員会では市担当者とともに、さまざまな先進地を視察して見地を深めています。市と すれば、よいものだと感じたのであれば試行して、その上で、当市に合う合わないの検証をすべき ではないかとの提言もされております。

その他委員からは若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

- 50 -

_

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

ここで昼食時限のため暫時休憩といたします。

再開を13時といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 開議

議長(古畑浩一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

米田市長より発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

お許しをいただきましたので、先ほどの行政報告につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に申し上げましたやまのい保育園の件につきまして、電気及び機械設備工事も含めて建築工事の工期は12月20日まで延長ということでありまして、また、外構工事につきましては、工期は来年3月25日まで延長するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(古畑浩一君)

市長の行政報告に対する補足の説明が終了いたしました。

それでは引き続き、所管事項調査に戻ります。

次に、甲村 聰議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村委員長。 〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番(甲村 聰君)

議会運営委員会市外調査報告を行います。

議会運営委員会では、去る11月22日、23日に市外調査を実施しておりますので、その経過 についてご報告申し上げます。

調査地は、長野県大町市議会、山梨県韮崎市議会、岐阜県飛騨市議会であります。

調査項目につきましては、大町市議会では、1、議会基本条例について、2、政治倫理規程について、3、議会報告会について、4、常任委員会の運営について、5、代表質問、自由討議等について。

韮崎市議会では、1、議会改革特別委員会の取り組みについて、2、議会基本条例の検討について、3、政治倫理規程について、4、常任委員会の運営について、5、こども議会について。

飛騨市議会では、1、議会基本条例について、2、議会改革特別委員会の取り組みについて、3、 広報広聴特別委員会の取り組み、市民報告会の検討について、4、常任委員会の運営について調査 を行っております。

まず、大町市議会でありますが、平成22年10月に大町市議会基本条例が策定されております。 各条文に逐条解説が加えられています。策定経過では、議長より議会運営委員会に諮問され、 21回の委員会を開催し、議員間で調整に時間を要したが、市民に信頼され、市民とともに歩む議 会を目指し、議会の基本理念、議会及び議員の活動原則、市民及び市長との関係、議会運営を明示 した議会基本条例となっているとのことでありました。

政治倫理規程については、市から補助金、負担金及び指定管理を受ける法人及び団体については、原則として、議員が当該法人及び団体の役職、役員につくことができないものとするとの規定を策定している。ただし罰則規定はありません。

常任委員会の運営についてでは、常任委員会は3常任委員会、各6名の委員会構成であります。 審議、地域の広さ等を考慮すると、6名が限度であるとのことでありました。代表質問は12月定例会で、予算について5会派がほとんど実施している。また、自由討議は委員会において、委員から要請があれば行政側から退席願い、実施しているとのことでありました。

次に韮崎市議会でありますが、韮崎市は昭和29年10月10日、1町10カ村合併により誕生し、甲州街道の宿場町として栄え、甲斐武田氏の発祥の地でもあります。県都甲府市の北西約12キロにある山岳盆地で、面積は144平方キロ、人口約3万1,000人の市であります。

議会改革特別委員会の取り組みについてでは、韮崎市議会が目指す議会のあり方を調査研究のために、韮崎市議会議会改革推進特別委員会を平成23年12月に設置し、さらに市民に対して福祉の向上と市政発展に寄与する議会の具体的なあり方を議会基本条例の制定に向けて議論している。特別委員会では現在まで定例会を13回、班会議を18回開催し、議会基本条例の制定に向けた活動、各会派改善提案事項について活動を行っているとのことでありました。

政治倫理規程についてでは、平成19年6月に策定され、内容は議員の責務、地位利用の禁止事項、市の工事等の契約に関する遵守事項、兼職に関する遵守事項等であります。

常任委員会の運営についてでは、3常任委員会、各6名の委員会構成、並びに財務常任委員会 14名の構成であります。財務常任委員会は複数所属可能であり、予算、決算に関する事項を審査 する常任委員会でありました。

こども議会についてでは、小中学校を対象に平成20年度より毎年実施されており、通常の議会

- 52 -

で行う一般質問同様の方式であるとのことでありました。

次に、飛騨市議会でありますが、飛騨市は平成16年2月に2町2村が合併により誕生し、北アルプスや飛騨山脈に囲まれた自然に恵まれた地域であります。面積は792平方キロ、人口約2万7,000人の市であります。

議会基本条例についてでは、平成23年3月に議会改革特別委員会が設置され、議会基本条例の検討が重ねられ、12月本会議で可決し、平成24年4月に施行されました。飛騨市議会においても、基本条例の趣旨及び解説が付加されておりました。

広報広聴特別委員会の取り組み、市民報告会の検討についてでは、本年度4地区の区長会並びに 自治会協議会との意見交換会を開催し、意見、提案事項について取りまとめを行っているところで あり、政策提言事項があれば議運に提出し、政策討論会の開催を決定し、市長への政策提言がまと まれば、政策提言書を市長に提出予定であるとのことでありました。

飛騨市議会において、自由討議が特徴的でありましたので申し述べます。

本年6月定例会より本会議及び委員会において、議会は合議制の機関であることを踏まえるとともに、議長及び委員長は議員間の自由な討議を重視した議会及び委員会の運営に努めるものとし、討論の前に実施し活発に行っている。各議員の意見、考え方が明確になる1つの方法であるとのことでありました。常任委員会の運営についてでは、議員定数17名であり、2常任委員会の構成で、任期は1年でありました。

今回は3市議会の視察を行ってまいりました。いずれの議会においても、議会基本条例について 積極的に取り組まれておりました。当市の議会においても議会基本条例の取り組みは、社会、時代 の趨勢と捉える必要性があるように思われます。意見集約として、市民の目線に立った議会改革の 推進が、特徴的であったと集約されております。

以上で、議会運営委員会の市外調査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第5.議案第123号及び同第124号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第5、議案第123号及び同第124号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第123号は、平成24年度一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告でありまして、 歳入歳出それぞれ1,350万円を追加し、総額を305億7,436万6,000円といたしております。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

これは糸魚川小学校改築事業の校舎等改築工事費 1,350万円の補正であります。所管の委員会でご報告いたしたところでありますが、解体箇所の地盤改良、既存杭の撤去、樹木の移植などの工事費が必要となったことから、補正予算を専決させていただいたところであります。

事前の調査不足もあり、金額も1,350万円と多額の補正となったことを、おわび申し上げます。今後、このようなことのないように努めてまいりますので、議員の皆様には今回の専決処分について、ご理解をお願いしたいと存じます。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

議案第124号は、平成24年度一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告でありまして、 歳入歳出それぞれ2,963万円を追加し、総額を306億399万6,000円といたしておりま す。これは明日公示の衆議院議員選挙費の補正であります。

以上でありますが、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

伊奈教育次長。 〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

教育次長(伊奈 晃君)

議案第123号の糸魚川小学校改築事業の専決補正予算につきまして、ご説明いたします。

初めに、今ほど市長が申し上げたとおり事前の調査不足や、金額も多額となったことにつきまして、委員会でもご指摘をお受けしたとこでございます。改めて議員の皆様におわびを申し上げます。 今後は、このようなことがないよう努めてまいりたいと思っております。

それでは議案書の12ページをお願いいたします。

歳出の10款2項3目、2、糸魚川小学校改築事業で、校舎等改築工事費1,350万円を追加したものでございます。

最初に、理由につきましてご説明いたします。 3 点ございます。

1点目としまして、旧校舎の既存杭の撤去でございます。

解体しました旧校舎の既存杭の一部が、新校舎の杭打ちに支障となることから、支障となる杭を 撤去する必要があります。このことにつきましては建設時、昭和41年ごろでございますが、設計

- 54 -

4

図からは想定しておりましたが、実際に打った場所が、設計の場所と芯ずれ等により相違している場合があるということと、既存杭は群杭という工法で、1カ所当たり、さいころの目の5のように5本の杭が打たれていることから、正確な支障箇所数の把握が難しかったものでございます。

このため工事発注に際しましては、この部分を計上せず、仕様書の中で支障となった場合は抜くということで、既決予算で変更対応する予定でございました。しかしながら解体後、現場の調査によりまして箇所数が24カ所と判明し、当初想定した金額より増加となったことから、補正予算が必要になったものでございます。なお、金額等につきましては、後ほどご説明いたします。

2点目としまして、解体箇所の地盤改良でございます。

解体後の場所は杭を抜いたり、また新たな杭を打つため大型の重機で作業しますが、解体の際、杭の確認のため1メートルほど掘り起こしました。そこを埋め戻して、鉄板を敷いて作業ができると見込んでおりましたのが、地盤改良しないと重機の転倒のおそれがあるため、その費用が新たに必要となったものでございます。改良箇所の面積は3,100平米、深さ1メートル、1立米当たり50キロのセメント系固化材をまぜて改良するものでございます。

3点目としまして、外構工事等にかかるものでございます。

樹木の伐採、移植やモニュメントの移設などは、学校と協議しながら進めておりますが、新たな要望や変更、発注時に計上できなかったもの等があったこと。また、子どもたちの安全対策や建築主事の指導による仕様変更など、その他細かいものを含めまして、既決予算での不足が見込まれたことから、補正が必要になったものでございます。

金額につきまして、補正額は1,350万円でありますが、既決予算が650万円ございます。 今ほどご説明しました3点の工事費は、これを含めますと合計2,000万円となります。

この内訳につきましては、1点目の杭の撤去費につきましては1,000万円、これにつきましては24カ所で、1カ所当たり35万840円でございますが、工事を進める中で新たな支障が生じた場合のために1,000万円とさせていただきました。2点目の地盤改良につきましては350万円、3点目の外構工事等にかかるものにつきましては650万円でございます。

歳出の説明は以上でございますが、改築工事を進めるに当たり本定例会まで待てなかったため、 急な予算補正対応が必要になったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。前の10ページをお願いいたします。

21款1項8目1節、学校施設整備事業債1,350万円でございまして、充当率は100%でございます。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長(古畑浩一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

保坂議員。

10番(保坂良一君)

ただいまの小学校の専決処分について質問いたします。

なぜ専決処分しなきゃならないのかと。市長から総務文教常任委員会でも、事前の調査が足りんかったというような発言がされておりますけども、私は1,350万円という専決というものは、前の議会でもあったと思いますけども、あまりにも大まか過ぎると思います。考え方が甘過ぎると思います。やはりこの工事のやり方、3点ほど次長から挙がっておりましたけども、私はこの内容についてもう少し詳しく、工事の内容をもう少し聞きたいと思いますので、内容を詳しく説明してください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

伊奈教育次長。 〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

教育次長(伊奈 晃君)

お答えいたします。

まず、1点目の杭の撤去でございます。先ほどもご説明しましたが、旧の建物の柱の位置に杭が埋設されておると。それが1カ所当たり、場所によっては多少本数も違うところがあるんですけど、5本の杭の群杭という工法で埋設されておった。それで新しい建物をその上につくるわけですが、新しい杭を打つために既存の杭を撤去、抜く必要があると。

この際、先ほどもご説明いたしましたが、設計上の位置はわかるわけでございますが、実際に打った場所というのが、今ではそういう施工図といいますか、竣工図がございますが、41年当時は、そういうのがないのが一般的で、この場合もなかったということで、大まかな設計上の位置は把握できたわけでございますが、正式な場所といいますか、掘ってみないとわからない部分がございました。

今度新しく埋める杭は大体、場所にもよりますが、直径が50センチから80センチぐらいで、昔はディーゼルハンマーという形でトントンたたいて打ったものでございますが、今度はオーガーで回転して掘っていくということで、実際に旧の杭が当たるものは当然ですが、当たらなくてもオーガーの円の周辺も当たるんではないかということ。そんなようなことで、なかなか正確な位置が把握することができなかったということで、当初の工事には入れることができなかったということでございます。

それと2点目の地盤改良。これは旧校舎を解体した後、そこで杭の調査等で掘り起こしたわけでございますが、通常ですと、そこをまた埋め戻して、鉄板を敷いて重機が乗って作業するというのが一般的でございますが、この辺、地盤が軟弱ということが判明いたしまして、そこに地盤改良材をまぜて改良しなければ、杭や杭打ち機の転倒のおそれがあるということで、改良を行ったというものでございます。

それから3点目につきましては、これもモニュメントとか樹木の伐採、移植等を学校と協議しながら進めておったわけでございますが、当初伐採したもの、あるいは当初モニュメントも仮置きでいいというものがありましたけれども、移植が必要だとか、それから本設したほうがいいとか、撤去するものをまた修復して使いたいとか、いろいろその後出てきました。

それから子どもたちの安全といいますか、そんな関係で、通学する校内道路の舗装の箇所をふや したり、それから旧校舎との渡り廊下があるわけですが、そこの接続の変更で、アルミの防火戸だ ったんですが、煙を感知する電動シャッターへ変更するとか、それからその他いろいろ細かいもの

といいますか、その後出てきまして、今回のような補正をしなきゃいけなくなったというものでございます。

以上でございます。

議長(古畑浩一君)

伊奈次長。なぜ補正じゃなくて、専決になったんかというのを最初に聞いてるんだ。

教育次長(伊奈 晃君)

当初、やはり正直に言いまして、見積もりといいますか、事前調査といいますか、その部分が不足していたのは間違いございません。

それで本来ですと議会、委員会等でご審議いただいて、予算が補正されるわけでございますが、 今回判明したのが9月以降ということになりまして、10月で専決補正させていただいたというこ とでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

保坂議員。

10番(保坂良一君)

いろいろ説明を聞きましたけれども、私としては納得いきません。行政がこれはやることですか。 9月にわかって、10月31日が専決処分ですよね。なぜ1,300万円の補正するなら、本会議 がなぜできなかったか。市長、あなたにあるんです、これ。行政方針ですよ、これ。

最初の予算が650万円、あと1,350万円って倍ですよね。あまりにも3つの内容を見ても軽々し過ぎますよ。何を勉強、研修してきたのか。いろいろ学校の調査もやったり、子どもの安全もあったり、いろいろあったでしょう。あまりにも軽かったと思いますよ、市長。それで補正もしない、専決ですよという、出せるというのは、あまりにものんきだと思いますよ。これ今聞きますけども、専決しないで臨時議会やっていれば、どれだけおくれるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

伊奈教育次長。 〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

教育次長(伊奈 晃君)

専決は10月31日にさせていただきました。それと仮に臨時議会ということになれば、その間といいますか、その間がおくれるということと認識しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

保坂議員。

10番(保坂良一君)

だから私が言うのは、9月議会は9月26日に終わったわけでしょう。31日まで何日あったんですか、1カ月以上あったでしょう、専決するまでに。だから行政がやり方が、ぬるいと言うんですよ。市長どうですか、市長の考え方なんですよ、これ。市長の方針できとるんですよ、これ。

教育委員会は、ちょっと仕事が甘かったですよ、確かに。考え方は甘いですよ、全部考えると、 いろいろ足りないとこがありましたよ。これは小学校をよくすることは反対するわけじゃないです

けどね、よくするためにはやっぱり打ち合わせ、事前にやるべきですよ、きちんと。あんた方は事前に調査しなかったということは、どういう責任を感じるんですか、これ。それでまた臨時議会を やったりしてれば、また時間がかかっておくれるわけなんでしょう、工期が。

そんなところで最後に市長から、今後こんなことのないように、ひとつ市長からの弁明をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

お答えいたします。

今ほど次長の説明があったとおり、非常に古いデータ、そしてまた以前には示してないような状況の中での出来事であったわけでございまして、そういう中で、ある程度工期も迫っていた中でのこういう形になったということについては、本当におわび申し上げる次第でございます。

また、そういった事前調査というのも、ある程度はしていたつもりであるわけでございますが、その中のやはり新たな事柄、そしてまた学校でございますので、いろんな意見を聞く中で、考え方が多少変わりながら進んだということもあって、非常に金額も高まったわけでありますが、全体工事が非常に高いものでございますので、既決予算については、その枠を超えたということになったということで、本当に我々といたしましても申しわけなく思っとる次第でございまして、以前からも皆さんからご指摘いただいているように、専決はなるべく行わないようにご指導いただいたわけでございますが、今回このようになったことは、本当におわび申し上げる次第でございます。

そのようなことから、もう冒頭からおわびを申し上げながら、ご報告をさせていただいたところでございます。こういうことのないように努めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

保坂議員。

10番(保坂良一君)

以前にもこんな工事があるようでございますので、今後このようなことのないように、今後の行政に気をつけていただきたいと思います。強く要望しときます。

議長(古畑浩一君)

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

それではご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

- 58 -

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、 これにて討論を終結いたします。

これより議案第123号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第124号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

日程第6.議案第125号、同第130号、議案第172号及び同第173号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第6、議案第125号、同第130号、議案第172号及び同第173号を一括議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第125号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでありまして、山口辺地の公共的施設等を総合的に整備するため、計画を変更いたしたいものであります。

議案第130号は、指定管理者の指定についてでありまして、おててこ会館の指定管理者を平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間、糸魚川市おててこ会館管理運営委員会に指定したいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第172号は、平成24年度柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)でありまして、歳入歳出をそれぞれ22万円を追加し、総額を2億5,552万円といたしております。

議案第173号は、平成24年度集合支払特別会計補正予算(第1号)でありまして、歳入歳出

それぞれ3,140万円を追加し、総額を5億6,740万円といたしております。

以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(古畑浩一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7.議案第126号から同第129号まで、議案第131号から同第159まで、 議案第174号及び同第175号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第7、議案第126号から同第129号まで、議案第131号から同第159まで、 議案第174号及び同第175号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第126号は、指定管理者の指定についてでありまして、長者温泉ゆとり館の指定管理者を 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間、中尾区に指定したいので、議会の議決を お願いいたしたいものであります。

議案第127号から議案第129号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第127号は、親不知ピアパーク施設のうちレストピア、ふるさと体験館、多目的広場の一部の指定管理者を青海町商業協同組合に、議案第128号は、親不知ピアパーク施設のうちおさかなセンター、多目的広場の一部の指定管理者を親不知船頭会に、議案第129号は、親不知ピアパーク施設のうち漁火、多目的広場の一部の指定管理者を株式会社親不知マリンサービスに、それぞれ平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間、指定いたしたいので、議会の議決をお願いいたします。

議案第131号、神道山公園条例の一部改正についてでありまして、市が直営で神道山公園を管理できるようにするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第132号は、集会施設条例の一部改正についてでありまして、猿倉多目的集会センター、 湯川内生活改善センター及び小滝生活改善センターを地元自治会に譲与することに伴い、所要の改 正を行いたいものであります。

- 60 -

議案第133号は、漁港管理条例の一部改正についてでありまして、指定管理者に船舶保管施設の利用許可等に関する業務を行わせるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第134号は、多目的交流センター条例の一部改正についてでありまして、市が直営で多目的交流センターを管理できるようにするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第135号は、簡易水道条例の一部改正についてでありまして、大野地区の簡易水道の公営 化を図るため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第136号及び議案第137号は、市道の廃止及び認定についてでありまして、議案第136号は、寺島南裏線など市道3路線の廃止について、議案第137号は、新幹線大和川側道線など市道5路線の認定について、それぞれ議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第138号から議案第140号までは、財産の譲与についてでありまして、施設の効率的な運営を図るため、議案第138号は、猿倉多目的集会センターを猿倉区に、議案第139号は、湯川内生活改善センターを湯之川内自治会に、議案第140号は、小滝生活改善センターを夏中区に、それぞれ無償で譲渡いたしたいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第141号から議案第159号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第141号は、白馬山麓国民休養地の指定管理者を白馬山麓国民休養地運営協議会に、議案 第142号は、田屋会館の指定管理者を下田屋自治会に、議案第143号は、下湯川内センターの 指定管理者を湯川内農家組合に、議案第144号は、田伏会館の指定管理者を田伏区自治会に、議 案第145号は、釜沢生活改善センターの指定管理者を釜沢区に、議案第146号は、市野々会館 の指定管理者を市野々区に、議案第147号は、根小屋多目的集会センターの指定管理者を根小屋 区に、議案第148号は、大所ふれあいセンターの指定管理者を大所区に、議案第149号、不動 山農村公園の指定管理者を焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会に、議案第150号は、上 早川農村公園の指定管理者を焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会に、議案第151号は、 焼山の里ふれあいセンターの指定管理者を焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会に、議案第 152号は、木地屋の里の指定管理者を木地屋の里施設管理組合に、議案第153号は、海谷三峡 パークの指定管理者を西海地区自治振興協議会に、議案第154号は、雨飾山麓しろ池の森の指定 管理者を雨飾山麓しろ池の森管理組合に、議案第155号は、不動滝いこいの里の指定管理者を不 動滝管理組合に、議案第156号は、親不知漁港船舶保管施設の指定管理者を青海町漁業協同組合 に、議案第157号は、上路山村振興センターの指定管理者を上路生産組合に、議案第158号は、 上路山野草公園の指定管理者を上路生産組合に、議案第159号は、セイフティコミュニティ広場 の指定管理者を越区に、それぞれ平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間、指定い たしたいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第174号は、平成24年度公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)でありまして、歳 入歳出それぞれ159万9,000円を減額し、総額を28億3,220万2,000円といたして おります。

議案第175号は、平成24年度集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算(第3号)でありまして、歳入歳出それぞれ4,543万3,000円を追加し、総額を3億5,062万5,000円といたしております。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(古畑浩一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。

25番(鈴木勢子君)

日程第7の指定管理者の指定についてお尋ねいたします。

市内の多くの施設の利用目的や指定期間が、それぞれ違っておりますけども、ここで市議会議員が代表を務める法人、団体もあり、以前もこの点について質疑に立ったことがあります。市は法的には問題がないということでありましたが、その後、現場ではさまざまな問題を起こしていることはご存じかと思います。

市民のほうからも、これはいかがかということで是正を求める声も上がっている中で、あえて私は今回質問いたしますが、これは議会の政治倫理に委ねるだけではなくて、市としても前向きに対応すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

金子総務部長。 [総務部長 金子裕彦君登壇]

総務部長(金子裕彦君)

お答えいたします。

今ほど鈴木議員がおっしゃられておるのは、青海商業協同組合の関係かと思いますけれども、これにつきましては地方自治法の規定により、私どもは判断をいたしておりまして、法的には問題がないということで、再度、青海町商業協同組合のほうからお話がございましたので、改めて更新の手続をさせていただきたいということで議案を提出したものでございます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。

25番(鈴木勢子君)

法的に問題がなかったからそうしたけども、その後、指定管理にして現場ではいろんなことが、 それは細かいことはここでは申し上げませんが、ご存じであるんだと思うんですけど。

それで問題は市政の運営、透明性、公平性を高めていくということは、市民の信頼を得ていくということで、これは避けて通れないことで、時代の流れを直視して、時間を要するかもしれませんが、今後もこういった数多くの指定管理者の施設の中で出てこないとも限りませんので、是正する考えはないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

金子総務部長。 [総務部長 金子裕彦君登壇]

総務部長(金子裕彦君)

お答えいたします。

それぞれ管理が、それぞれの施設の目的に沿う形で進めていかなければならないと思っておりまして、そのような観点の中で指定管理者が適切かどうか検証しながら、対応していきたいと思っております。

今おっしゃられるような個別の案件については、それぞれの状況も勘案しながら、全体的な中で 考えてまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。

25番(鈴木勢子君)

今、議会の運営委員会の中でも政治倫理規程ということを、いろいろと先進地も視察してやっておられますけども、やはり議会に委ねるのではなくて、そちら市も、発注者側も、これからはやはり市民の信頼を得るため、市政の透明性ということも先ほど申し上げましたけども、公正な運営の中で、私は今後検討していってほしいという思いもありまして、あえてこの場で質問に立ちました。議長(古畑浩一君)

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、建設産業常任委員会に付託をいたします。

日程第8.議案第160号から同第170号まで、議案第176号及び同第177号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第8、議案第160号から同第170号まで、議案第176号及び同第177号を一

4

括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第160号は、暴力団排除条例の一部改正についてでありまして、暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第161号から議案第170号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第161号は、糸魚川市小柳墓地の指定管理者を小柳納骨霊苑管理会に、議案第162号は、糸魚川市中宿墓地の指定管理者を中宿区に、議案第163号は、糸魚川市下大野墓地の指定管理者を大野区に、議案第164号は、糸魚川市新船共同墓地の指定管理者を新船共同墓地組合に、議案第165号は、糸魚川市小坂地区共同墓地の指定管理者を小坂地区共同墓地管理組合に、議案第165号は、糸魚川市今村新田墓地の指定管理者を今村新田墓地管理組合に、議案第167号は、糸魚川市タンク山墓地の指定管理者をタンク山墓地管理組合に、議案第168号は、糸魚川市石垣墓地の指定管理者を石垣墓地管理組合に、議案第169号は、糸魚川市玉ノ木墓地の指定管理者を玉ノ木墓地管理組合に、議案第169号は、糸魚川市玉ノ木墓地の指定管理者を社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会に、それぞれ平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間、指定いたしたいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第176号は、平成24年度国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)でありまして、 歳入歳出それぞれ4,057万3,000円を追加し、総額を1億6,276万9,000円といたし ております。

なお、地方債につきましては、第2表のとおりであります。

議案第177号は、平成24年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出それぞれ91万9,000円を追加し、総額を58億1,496万3,000円といたしております。

以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(古畑浩一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第9.議案第171号

- 64 -

+

H

議長(古畑浩一君)

次に、日程第9、議案第171号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算(第10号)を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第171号は、平成24年度一般会計補正予算(第10号)でありまして、歳入歳出それぞれ4億8,456万6,000円を追加し、総額を310億8,856万2,000円といたしております。

歳出の主なものは、2款、総務費で一般管理費、職員人件費の追加、3款、民生費で障害者介護 給付事業、就労支援事業、民営保育所整備事業、及び生活保護扶助費の追加であります。

5款、労働費で雇用促進住宅の取得事業の追加、6款、農林水産事業費で水産業施設整備事業の 追加であります。

7款、商工費でスカイパーク振興事業の追加、8款、土木費で道路除排雪事業、糸魚川駅南線整備事業、糸魚川駅駐車場等整備事業の追加、及び糸魚川駅自由通路等整備事業の減額であります。

10款、教育費で特別支援学校建設事業の追加、11款、災害復旧費で団体営現年農地農業用施設災害復旧事業などの追加であります。

次に、歳入の主なものは、10款、地方交付税で普通交付税の追加、14款、国庫支出金で生活 保護費負担金、現年公共土木施設災害復旧事業の負担金、水産業強化対策推進交付金の追加、及び 社会資本整備総合交付金の減額であります。

15款、県支出金で現年耕地災害復旧事業委託金の追加、19款、繰越金で前年度繰越金の追加 であります。

なお、繰越明許費は第2表、債務負担行為の補正は第3表、地方債の補正は第4表のとおりであります。

以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(古畑浩一君)

ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

松尾議員。

21番(松尾徹郎君)

補正予算について伺います、議案第171号。そのスカイパーク整備事業のシャルマン火打スキー場の指定管理料という形で出ておりますが、以前にも一般質問でお聞きしましたが、この表記で

_

すね、臨時という形で950万円というふうに載せられているんですが、確認をさせていただきますが、この施設はあくまでも市所有のものであり、しかも大規模修繕ということでございますので、指定管理料(臨時)では、極めて誤解を招く表記だと思うんですが、これについていかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

斉藤企画財政課長。 〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

企画財政課長(斉藤隆一君)

松尾議員のご質問のシャルマン火打スキー場、いわゆる臨時というのは、大規模修繕ということの内容であります。これまでも一般質問等の中でも、この件については触れられております。今年度の中では臨時という形で、通常分とは分けて大規模修繕を区分した表記で使わせていただいております。25年度以降の予算の中で、また表記の仕方については、検討していきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

松尾議員。

2 1番(松尾徹郎君)

25年度以降、検討するということですので、それはそれでよろしいですが、指定管理そのものについては、非常にまだまだ行政側のほうも検討課題といいますか、勉強しなければならないと言うと、ちょっと言い方に語弊があるかもしれませんが、考えなければならない点が幾つかあると思いますし、やはりあくまでもこの火打山麓振興株式会社は管理運営という形でのもので、指定管理料そのものは管理運営という形で我々はとっておりますので、今後これ変わると思いますので、これ以上は申し上げませんけども、やっぱりその辺のところを、よくはっきりと理解できるような表記にしていただきたいと思います。

以上です。

議長(古畑浩一君)

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

付託区分につきましては、お手元に配付してございます議案付託表によってご了承を願います。

日程第10.請願第7号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第10、請願第7号についてを議題といたします。

- 66 -

本定例会におきまして受理した請願は、お手元配付の請願文書表のとおりであります。 ただいま議題となっております請願第7号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。 以上で、本日の全日程が終了いたしました。 本日は、これにて散会といたします。 大変ご苦労さまでございました。

午後1時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

議員

議員

- 67 -